

## 令和 5 年度補正予算（案）（12 月補正）の概要

## ○ 一般会計（第 6 号）

歳入歳出予算それぞれ 438,696 千円を増額し、総額を 10,332,257 千円とします。

## （歳入）

## ① 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（287,247 千円）

国において、低所得世帯支援枠を追加的に拡大するとともに、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために、重点支援地方交付金が追加計上されたことに伴い低所得世帯への給付事業及び物価高騰対策支援事業に活用するものです。

## （歳出）

## ① 第 2 次価格高騰重点支援給付金事業（230,386 千円）

物価・賃金・生活総合対策として、物価高騰の影響の負担が大きい住民税非課税世帯等（約 3,200 世帯）の低所得世帯の支援策として、1 世帯あたり 7 万円を支給するものです。

## ② 子育て世帯物価高騰対応生活支援給付金事業（58,898 千円）

物価高騰の影響を受けている中学 3 年生までの児童を養育する子育て世帯（約 2,000 世帯・2,900 人分）に対し、児童 1 人あたり 20,000 円を給付するものです。

## ③ 人件費（31,247 千円）

令和 5 年人事院勧告、人事異動等及び会計年度任用職員に勤勉手当が支給されることに伴う人件費の過不足額等を調整するものです。

## ④ 自立支援給付事業（66,528 千円）

新型コロナウイルス感染症の 5 類以降に伴い、通所系のサービスが増加傾向にあり、主に就労支援サービスや児童の発達支援サービスの通所日数や利用者数が増えていることから増額するものです。

そのほかに軽微な施設修繕などを計上しています。

## ○ 特別会計及び事業会計

特別会計及び事業会計については、次のとおりです。それぞれ職員人件費の補正が主なものですが、後期高齢者医療特別会計については、後期高齢者医療の医療費負担金の減、介護保険特別会計については、要支援者数の増による介護予防サービス事業費の増となります。

- 国民健康保険特別会計 (第3号)  
補正予算額 1,348 千円
- 後期高齢者医療特別会計 (第2号)  
補正予算額 △9,482 千円
- 介護保険特別会計 (第2号)  
補正予算額 15,343 千円
- 下水道事業会計 (第1号)  
補正予算額 5,157 千円

※下記の一般会計と国民健康保険特別会計の補正予算につきましては、12月議会における条例可決後、最終日に追加として上程します。

## ○ 一般会計 (第7号)

歳入歳出予算それぞれ76千円を増額し、総額を10,332,333千円とします。

- ① 国民健康保険産前産後負担金 (103千円)  
国民健康保険加入者において、令和6年1月1日より出産者の産前産後期間の保険税を免除することから国民健康保険特別会計に繰出金を支出します。
- ② 小児医療費助成事業 (761千円)  
令和6年4月1日より小児医療費助成事業の対象者を18歳まで拡充するため、医療証の印刷及び郵送費を増額するものです。

国民健康保険特別会計(第4号)については、国民健康保険産前産後負担金によるものです。

- 国民健康保険特別会計 (第4号)  
歳入予算の款項の区分を補正し、予算総額に変更はありません。